



2月14日(日)、第62回桐生市堀マラソン大会が開催されました。当日は、新川公園で開会式を行った後、ハーフマラソンの走者がコロンバス通りの新川公園脇からスタートし、最後のファミリーの走者まで大勢のランナーが本町通りを駆け抜けました。沿道は、多くの皆さんの応援で盛り上がりました。

第62回桐生市堀マラソン大会



- P 3 ・ 4月から介護予防・日常生活総合支援事業がスタートします
- P 4 ・ 桐生・みどり新市建設研究会研究成果がまとまりました
- P 6 ・ 特集「自主防災」
- P 8 ・ 片田教授の防災コラム③
- P 15 情報ひろば
・ 人口と世帯など
- P 20 子育てナビゲーション
・ 乳・幼児健康診査など
- P 22 けんこう情報
・ 休日当番医など
- P 23 ・ 引っ越しときは、手続きをお忘れなく
- P 24 ・ 桐生新町町立て祭 425年

※本紙面上、費用の記載が無いものは無料、申込方法の記載が無いものは申込不要です。

市役所・支所の業務時間

(土、日、祝日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※市役所の住民基本台帳・戸籍業務と税証明交付コーナーは午後6時30分まで

日曜窓口

(住民基本台帳・戸籍に関する業務)

■市役所

期日＝3月6日・27日、4月3日

※3月27日は、臨時受付(市役所のみ)となります。

時間＝午前9時～午後4時

■新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館

期日＝3月6日、4月3日

時間＝午前9時～午後4時

※3月6日と4月3日は、マイナンバーカード(個人番号カード)を指定場所で午後3時30分まで交付します。3月20日は、祝日のため日曜窓口はお休みになりますので、御注意ください。

市政に対する御意見をお寄せください

市役所1階及び両支所の投書箱、郵送、ファクシミリ(43-1001)又は市ホームページからお寄せいただけます。

問い合わせ＝情報政策課(☎内線505)

こんにちは！
市長です



足利市の和泉市長さんをお誘いし、銀座のぐんま総合情報センター(ぐんまちゃん家)で、合同トップセールス「サロンド・G」を開催しました。両市には、着物文化や食文化など多くの共通点があり、平成27年度の国が選定した「日本遺産」の構成資産もあることから、県境を越えた観光PRとして初めて実施しました。参加した新

聞社や旅行社からは、私たちが発表した「日本遺産のまち足利市と桐生市を巡る周遊観光プラン」を「是非、パンフレットに！」などといった声もあり、大変好評でした。現在、国の総合戦略を踏まえた「桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定中ですが、今回のように他地域と連携し地域情報を発信することにより、本市の特性がより輝くとともに人やモノの交流が活発になり、持続可能なまちづくりにつながると思っています。今後、地域間の連携を推進し活気あるまちづくりに取り組んでいきます。

4月から

介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

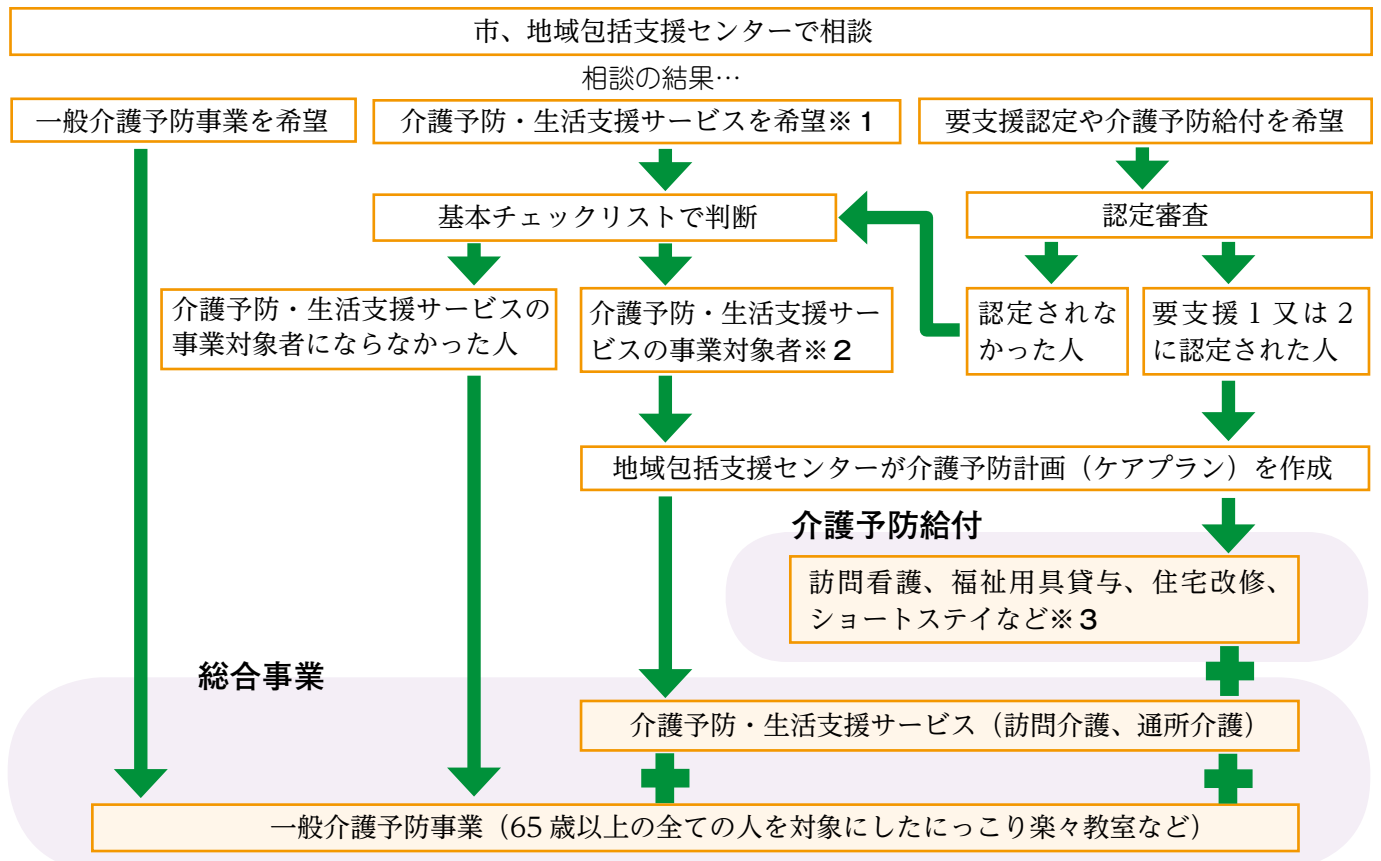
市では、4月から、65歳以上の全ての人を対象とした「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」を始めます。高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、生活を続けられるように介護予防や生活支援のためのサービスを提供します。サービスを利用するまでの流れや、サービスの内容は、下の図のとおりです。

これまでは、要支援1又は2の認定を受けた人が利用していた訪問介護と通所介護が、この事業に移行します。これにより、訪問介護と通所介護を利用するに

は、要支援1又は2の認定を受けるほか、基本チェックリストで「事業対象者」に認定されることでも利用できるようになります。このため、要支援認定に必要だった主治医の意見書や介護認定の審査会の手続きが、必ずしも必要ではなくなり、迅速にサービスを利用できるようになります。なお、要介護1から5までの人は、今までどおりのサービス利用となります。

問い合わせは、長寿支援課長寿支援係（☎内線587）へ。

サービスを利用するまでの流れとサービス内容



※1 = 介護予防・生活支援サービスには、訪問介護（ホームヘルパーが訪問し、調理や洗濯、掃除などを利用者と一緒にやるサービス）や通所介護（通所介護施設での機能訓練）があります。

なお、要支援1・2の人で、訪問介護と通所介護（どちらか又は両方のみ）の利用者は、要介護（要支援）認定を省略して、基本チェックリストを実施し介護予防・生活支援サービスを利用することができます。

※2 = 介護予防・生活支援サービスの事業対象者とは、

基本チェックリストの結果から、心身の状況、その置かれている環境、その他の状況から要介護（要支援）状態となることを予防するための援助を行う必要がある人のことをいいます。

※3 = 介護予防給付の訪問介護と通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具貸与、住宅改修、ショートステイなど）の利用者は、今までどおり介護保険の要介護（要支援）認定を受けてのサービス利用となります。総合事業と組み合わせて利用することもできます。